Eの文字の点滅	長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。ただし、西水路を航行して出航しようとする長さ五十メートル以上の船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。
Wの文字の点滅	長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百七十五メートル（油送船にあつては、総トン数五千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。ただし、東水路を航行して出航しようとする長さ五十メートル以上の船舶（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。
Xの文字及びIの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。
Xの文字及びOの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。

別表第四四日市の部中「北緯三十四度五十七分六秒東経百三十六度三十八分十三秒」を「北緯三十四度五十七分九秒東経百三十六度三十八分十七秒」に改める。

Xの文字及びFの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。
Xの文字及びEの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくEの文字の点滅に変わること。
Xの文字及びWの文字の交互点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、東水路を航行して出航しようとする船舶であつて、港長の指示を受けたものは、出航することができること。 水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくWの文字の点滅に変わること。
Xの文字の点滅	水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。
Xの文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。